

「災害時における河川災害応急復旧業務」に関する協定書 (案)

国土交通省 関東地方整備局 利根川下流河川事務所長（以下「甲」という。）と、〇〇建設（株）代表取締役 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）とは、利根川下流河川事務所が管理する河川施設等の災害応急復旧業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所が管理する河川施設等が地震・洪水・大雨等の自然現象又は予期できない事由により災害が発生した場合等、災害応急対策を実施するにあたり、これに必要な建設資材、機材、労務等（以下「建設資機材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法等を定め、もって被害の拡大防止と被災施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

（業務の実施配置区間）

第2条 業務の実施配置区間は下記及び別紙（－1、－2、－3）のとおりとする。

「〇〇区間」

利根川〇岸〇〇．〇kmから利根川〇岸〇〇．〇km

利根川〇岸〇〇．〇kmから利根川〇岸〇〇．〇km（〇〇川兩岸〇〇kmを含む）

なお、災害の状況によっては、配置区間外の対応について協議し要請する可能性がある。

（地震時の社内体制報告）

第3条 乙は、地震が発生し第2条（業務の実施区間）の近隣市町村内（別紙－3）で震度5強以上が観測されたときには、甲に対し業務実施社内体制の確保について使用可能な通信法又は対面により速やかに報告するものとする。

なお、甲の受報窓口は別紙一連絡先によるものとする。

2. 地震発生による観測震度が5弱以下の時は、業務実施社内体制の報告は必要としない。

（業務の実施体制）

第4条 甲は、河川施設に災害が発生し応急対策が必要と認められるときには、書面（状況により初期対応は電話・メール等の方法によることも想定）により乙に出動を要請するものとする。

2. 乙は、甲より出動の要請を受けた時は、復旧工事等の現場経験を有する現場責任者を定め甲に報告し承諾を受けた後、直ちに被災状況の把握と報告、並びに甲の指示による当該被害の応急復旧対策を実施するものとする。

3. 乙は、甲より災害対策用機械の運搬・展開補助の要請を受けた場合、直ちに書面（状況により初期対応は電話・メール等の方法によることも想定）により作業員の数を甲に報告し、甲の指示により当該被害箇所への運搬・展開補助を実施するものとする。

（業務の指示）

第5条 甲が要請した業務実施内容の直接の指示及び監督は、第2条に定める区間の出張所長又は管理支所長（以下「担当出張所長等」という。）が行うものとし、乙は担当出張所長等の指示により災害応急対策を行うものとする。

（業務の実施報告）

第6条 乙は、第4条第1項に基づく出動要請があった場合は、直ちに出勤し応急対策業務を実施するものとし、第4条第2項で定めた現場責任者は作業開始時刻、作業完了時刻及び使用した建設資機材等を記載した業務実施内容を速やかに担当出張所長等に書面により報告するものとする。

(業務の完了報告)

第7条 乙または第4条第2項で定めた現場責任者は、業務を完了したときには、速やかに担当出張所長等に書面により報告するものとする。

(契約の締結)

第8条 甲は、第4条第1項により乙に出動を要請したときは、遅滞なく契約を締結するものとする。

2. 乙は、契約締結にあたっては、法定外の労災保険に付させなければならないものとする。

(建設資機材等の報告、提出)

第9条 乙は、あらかじめ災害に備え、業務実施に使用可能な建設資材、機材、労務等の数量を把握し、書面により甲に報告するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき、又は建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3. 甲は、甲が保有する建設資材、機材等について、あらかじめ乙に書面により通知するものとする。

4. 乙は、災害対策用機械（排水ポンプ車、照明車）の運搬・展開補助を行うことが可能な場合は、作業員の数を把握し、予め甲へ書面により報告するものとする。

(建設資機材等の提供)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく災害の応急復旧に関しそれぞれから要請があったときは、特別な理由がないかぎり相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第11条 乙は、甲が利根川下流河川事務所管内の河川施設及び河川施設周辺の被災状況を考慮し第2条に記載する協定締結区間以外に出動を要請した場合においても、原則としてこれに応じるものとする。

(費用の請求)

第12条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を、第8条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第13条 甲は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第8条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第14条 業務の実施にともない、甲、乙双方の責に期さない理由により第三者に損害をおよぼしたとき、または建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後延滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処理について甲乙協議して定めるものとする。

(訓練・研修)

第15条 甲は、甲が実施する防災訓練又は防災関連の研修（以下「研修等」という。）が本業務の実施にあたり有意義であると判断した時は、担当部署から乙に対し研修等への参加依頼を行うことがあるが、参加の有無については乙の判断によるものとし、その場合の費用負担も乙が行うものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

ただし、令和8年3月末及び令和9年3月末には、甲乙双方がこの協定の継続の有無について確認するものとする。

(協定の解除)

第 17 条 甲は、乙が社会的信用を著しく傷つける行為があったとき又は、甲もしくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議のうえ本協定を解除できるものとする。

(協議)

第 18 条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第 19 条 乙が関東地方整備局長から、地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日 建設省厚第 91 号）に基づく指名停止期間中はこの協定を適用しない。

(雑則)

第 20 条 この協定の証として本書を 2 通作成し、甲乙記名捺印の上各自 1 通を保有する。

令和〇〇年 〇月〇〇日

甲 国土交通省 関東地方整備局
利根川下流河川事務所長

小淵 康正

乙 〇〇建設（株） 代表取締役

〇〇 〇〇

別紙一連絡先

第3条（地震時の社内体制報告）でいう甲の受報窓口は下記のとおりとする。

※ 順位「1」の管理課に報告が出来なかった場合に、第2条（業務の実施区間）の協定締結区間を担当する最寄りのいずれかの出張所受報窓口に連絡すること。

順位	受 報 窓 口	電話番号	FAX 番号
「1」	〒287-8510 千葉県香取市佐原イ 4 1 4 9 利根川下流河川事務所 管 理 課	0478-52-6368	0478-63-9729
「2」	〒302-0024 茨城県取手市新町 1 - 1 - 2 取手出張所	0297-72-1241	0297-74-7313
	〒301-0013 茨城県龍ヶ崎市 8 3 4 2 竜ヶ崎出張所	0297-62-0228	0297-62-6351
	〒270-1512 千葉県印旛郡栄町須賀 8 5 6 安食出張所	0476-95-0042	0476-95-8539
	〒287-0001 千葉県香取市佐原イ 4 1 4 9 管理課分室（旧佐原出張所）	0478-52-3795	0478-55-1279
	〒289-0313 千葉県香取市小見川 4 8 8 4 - 8 小見川出張所	0478-82-2629	0478-82-4154
	〒288-0056 千葉県銚子市新生町 1 - 3 - 1 3 銚 子 出 張 所	0479-22-1250	0479-22-9701
	〒270-1361 千葉県印西市発作 1 2 0 7 北千葉導水路管理支所	04-7189-3211	04-7189-6144